

市政トピックス

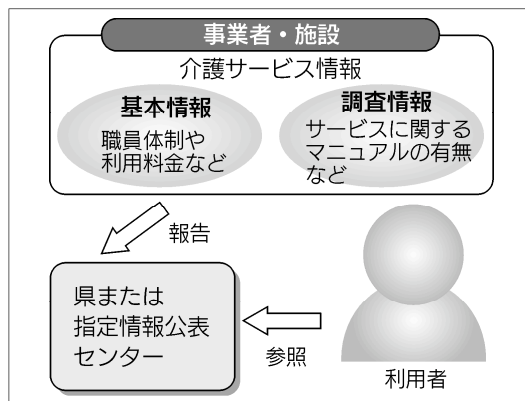
CITY・TOPICS

介護保険制度が一部改正されました 「④サービスの質の向上と負担のあり方の見直し」

4月より介護保険制度が見直し、主な改正内容を4回にわたってご紹介しております。今回は「サービスの質の向上と負担のあり方の見直し」です。

介護サービス情報の公表

介護保険のサービスが適正かつ円滑に利用することができるように、事業者や施設に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入します。



事業者規制の見直し

サービスの質の向上と悪質な事業者を排除する手段として、「指定の欠格事由、指定の取消要件の追加」「指定の更新制の導入」「報告、命令などの追加」を行うとともに、県や市の事業者に対する指導監督や処分の権限を強化します。

指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

- ・指定の欠格事由に申請者の取消履歴、犯罪履歴などの追加

指定の更新制の導入

- ・事業者の指定に有効期間(6年)を設ける。

・基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは指定の更新を拒否できる。

勧告、命令などの追加

- ・県・市がより実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する①業務改善勧告、②業務改善命令、③指定の停止命令、④当該処分の公表の権限を追加する。

ケアマネジメントの見直し

包括的・継続的ケアマネジメントの推進、ケアマネジャーの資質・専門性の向上、公正・中立の確保の観点から制度および介護報酬の見直しを行います。

包括的・継続的ケアマネジメントの推進

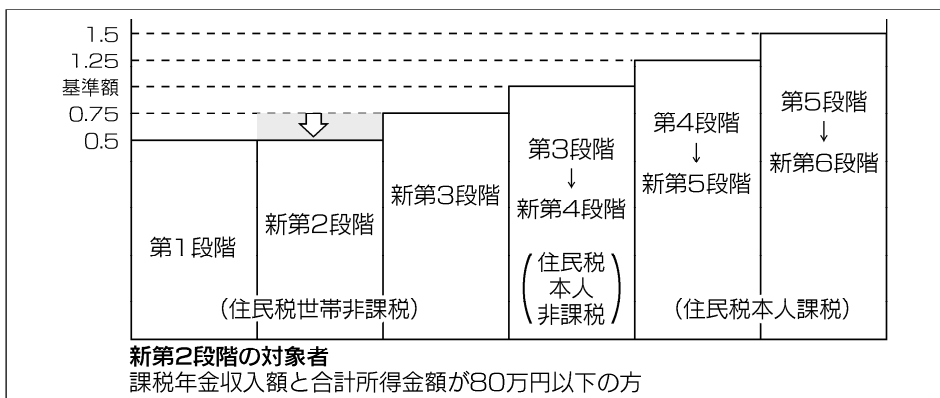
- ・地域包括支援センターの設置
- ・主治医との連携の強化
- ・ケアマネジャーの資質・専門性の向上
- ・ケアマネジャー資格の更新制(5年間)

公正・中立の確保

- ・研修の義務化・体系化
- ・担当件数の引き下げ
- ・不正ケアマネジャーに対する罰則強化

第1号保険料の見直し

保険料段階を見直し、4月から従来の第2段階を分け、所得の低い方に対して保険料負担の軽減を図っています。



問合せ先

- ・いきいき広場内介護保険グループ
- ☎ 52-9871
- ・高浜市いきいき広場内総合窓口(地域包括支援センター)
- ☎ 52-9610